

第 345 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 9 月 17 日（土曜日） 10：00～

報告者：吉田 興平（弁護士、栄光綜合法律事務所）

テーマ：意匠の類否判断について

報告者コメント：意匠の類否がどのような判断基準により判断されているか、またその判断基準が具体的事例でどのように適用されているかなどについての検討結果を報告します。

報告概要：

第 1 意匠の類似に関する意匠法の規定

- 1 意匠登録要件に関する規定 意匠法 3 条 1 項 3 号
- 2 意匠権に効力に関する規定 意匠法 23 条
- 3 意匠の類否判断に関する規定 意匠法 24 条 2 項

第 2 意匠の類否の判断基準に関する学説

- 1 創作説 当業者が主体
- 2 混同説 需要者が主体。多数説。本説を明示する裁判例もある。
- 3 需要説 需要者が主体。需要心を刺激

第 3 裁判例

- 1 知財高判平成 20 年 3 月 31 日（裁判所ウェブサイト） 登録系事件
〔自動二輪車用タイヤの意匠の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決に対する審決取消訴訟〕
 - (1) 両意匠の特徴
 - (2) 類否の判断
 - (3) 結論 類似しない
- 2 東京地判平成 19 年 4 月 18 日（判例タイムズ 1273 号 280） 侵害系事件
〔増幅器の意匠が増幅器付きスピーカーの意匠を侵害したかどうかの争い。訴訟は差止請求権不存在確認。〕
 - (1) 物品の類似性
 - (2) 類否判断の方法
 - (3) 要部の認定
 - ①公知意匠との比較
 - ②物品の性質、用途、使用態様
 - ③要部
 - (4) 類否の判断
 - (5) 結論 類似する
- 3 知財高判平成 20 年 5 月 28 日（裁判所ウェブサイト） 登録系事件
〔スニーカーの意匠登録に対する無効審判請求が成り立たないとの審判についての審決取消訴訟。〕
 - (1) 看者の注意をひく構成態様

(2) 類似判断

(3) 結論 類似する

第4 裁判例における類否判断の手法

1 意匠に係る物品が同一または類似

2 形態の類似

- ・侵害系でも登録系でも用語法の違い－「要部」の概念の使用の有無－があるものの、判断枠組みに違いはない。

- ・意匠の要部をどことされるかが訴訟上重要（請求項の明示された特許との違い）

以 上